

大崎市おくやみハンドブック発行事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

大崎市民生部保険年金課

1 業務概要

(1) 件名

大崎市おくやみハンドブック発行事業

(2) 業務の目的

大崎市おくやみハンドブック（以下「ハンドブック」という。）とは、死亡に伴い必要となる手続きをまとめたものであり、特に市役所関係の手続きを明確化することを目的に作成する冊子である。

今回、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減を目的として、市が提供する行政情報と事業者が収集する広告を合わせたハンドブックを発行するものである。

(3) 業務内容

別紙「大崎市おくやみハンドブック発行事業仕様書」のとおり

(4) 事業期間

協定締結日から令和12年3月31日までとする。

ただし、更新については、第11(2)のとおりとする。

2 プロポーザル方式採用の理由

本業務は、ハンドブック作成費用を広告掲載により広告主から得られる収入により、全額事業者が負担するものである。専門的知識・経験を有する事業者から提案を募り、総合的に評価することで、より質の高い成果物を確保するため。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格

(1) 必要な参加資格

次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人または個人。

エ 暴力団または暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人または個人。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している法人または個人。

カ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している法人または個人。

キ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人または個人。

ク 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人または個人。

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 日本国内に事業所（本社、本店、支店、営業所）を有する者であること。

イ 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の間に地方公共団体において、本事業と同等の事業実績があること。

ウ 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

エ 国税及び地方税を完納していること。

5 募集方法

大崎市公式ウェブサイト (<https://www.city.osaki.miyagi.jp>) で公募する。

6 参加表明及び企画提案に係る質問の受付

(1) 提出書類

質問回答書（様式第4号）

(2) 受付期限

令和8年8月5日（水）午後5時

(3) 提出方法

大崎市民生部保険年金課年金担当（hoken@city.osaki.miyagi.jp）あて電子メール

※Wordデータで送付すること。

(4) 回答方法

市公式ウェブサイトで令和8年8月21日（金）午後5時までに掲載する。

7 参加表明に係る申込の受付

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号） 本事業と同等の事業実績を記入すること。

エ 国税及び地方税を完納していることを証する書類

(2) 受付期限

令和8年8月28日（金）午後4時

(3) 提出及び連絡先

提出場所：989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市民生部保険年金課年金担当（大崎市役所本庁舎1階）

電話：0229-23-6051

FAX：0229-24-1456

(4) 提出方法

持参または郵送による。

ア 持参の場合

閉庁日を除く午前9時から午後4時までに上記（3）の提出先に提出すること。
ただし、最終日は午後3時までとする。

本庁舎1階 発券機を利用すること（発券機ボタン：保険年金課→国民年金）

イ 郵送の場合

配達記録付書留郵便とし、提出期間内での必着を有効とする。配達証明付書留郵便以外での郵送は受付けない。

8 参加資格確認結果の通知

（1）通知期日

令和8年9月2日（水）

（2）審査方法

参加資格に沿って参加資格要件を確認する。

（3）通知方法

ア 郵送により通知（発送）する。

イ 参加資格を満たしていることを確認した応募事業者については、参加資格確認結果通知、企画提案書の提出要請書を送付する。

ウ 参加資格が認められなかった応募事業者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその理由を書面により通知する。通知を受けた応募事業者は、書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

9 企画提案書等の受付

（1）提出書類

ア 企画提案書（A4判で様式は任意。30ページ以内で両面可）

イ 過去5年間分の類似事業実績一覧表（年度別に地方公共団体数を記載）

ウ 過去に作成したハンドブック等

エ 広告掲載基準

オ 広告主の募集の方法

カ 広告掲載予定合計件数、そのうちの大崎市内業者の広告掲載予定件数

キ 広告主の不祥事発覚時の体制

ク 製作体制及び連絡体制

ケ 事業スケジュール

コ 冊子の仕様・規格

サ 冊子製作の工夫

シ 多文化共生、日本語以外の言語対応の考え方

（2）提出部数

各7部

（3）受付期間

令和8年9月7日（月）午前9時から9月18日（金）午後4時まで

（4）提出先及び提出方法

「7（3）（4）」の提出先及び提出方法に基づき提出すること。

（5）その他留意事項

- ア 本プロポーザルに係る書類の作成に関する費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に係る使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ウ 書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更等は認めないものとする。
ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。
- エ 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- オ 提出された書類は、応募事業者の承諾なしに他業者に提供しない。
- カ 提出された書類については、応募事業者の承諾なしに他に利用することはない。
- キ 応募事業者が1者でも審査を実施することとし、大崎市おくやみハンドブック発行事業公募型プロポーザル審査要領が定める最低基準点を超えた場合は、優先交渉権者として決定する。

10 審査の内容

（1）審査委員会

おくやみハンドブック発行事業公募型プロポーザル審査委員会設置規則に基づき、審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

（2）審査方法

- ア 実施日
令和8年10月7日（水）（変更する場合は別途連絡）
- イ 実施方法
オンライン（Web会議Zoom）で実施する。詳細は、参加資格確認結果通知後に通知する。
- ウ 実施時間
1 応募事業者につき30分程度（提案説明20分以内、審査委員から応募事業者への質疑応答10分程度）
- エ プレゼンテーションの順番
企画提案書を提出した順番とする。
- オ 説明資料
説明資料は、提出された企画提案書と同内容のものとし、審査会からの求めがない限り、加筆、追加で資料を配付することはできないものとする。

（3）優先交渉権者

委員会において、大崎市おくやみハンドブック発行事業公募型プロポーザル審査要領に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定する。

（4）審査結果の通知

審査結果については、令和8年10月中旬に応募事業者に通知する。

なお、応募事業者に関する情報及び審査基準並びに点数の内訳等に関する問い合わせには一切応じない。

（5）審査結果の公表等

- ア 優先交渉権者の名称、所在地及び総得点、その他事業者の総得点（名称は非公開）

を市ウェブサイトで公表する。

イ 優先交渉権者に選定されなかった事業者に対しては、選定されなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面で通知する。

1 1 協定の締結及び期間

- (1) 優先交渉権者として決定された応募事業者は、市と事業内容の詳細を協議し、協議がまとまった場合は、令和8年10月下旬を目途に、事業協定を締結するものとする。
- (2) 協定期間は、協定締結日から令和12年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する6カ月前までに、市又は発行事業者が書面により特段の申し出を行わないときは、協定期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- (1) 審査委員に直接または間接を問わず接触を求めた場合
- (2) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (5) 応募事業者が2つ以上の提案書を提出した場合
- (6) 応募事業者が他の応募事業者の代理をした場合
- (7) 審査会の指定した時間に遅れた場合、または出席しなかった場合
- (8) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

1 3 その他

- (1) 本事業では、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法を使用する。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び企画提案書等の応募事業者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書等を提出することはできないものとする。
- (3) 応募に要するすべての費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 市は、応募事業者から提出された企画提案書等について、提案資格の確認、企画提案書等の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しない。ただし、大崎市情報公開条例(平成19年条例第3号)に基づく公開請求があった場合は、原則公開する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講じることがある。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてその提案を行った応募事業者が負うものとする。
- (7) その他定めのない事項については、市が定める手続きに従うものとする。

1 4 スケジュール

実施に係るスケジュールは次のとおりとする。

内 容	実施予定月日
実施要領・仕様書公表	令和8年7月21日（火）
上記に関する質問書 受付期間	令和8年7月21日（火） から 令和8年8月5日（水） 午後5時まで
質問に対する回答期限	令和8年8月21日（金） 午後5時
参加表明の受付期限	令和8年8月28日（金） 午後4時
参加資格確認結果通知	令和8年9月2日（水）
企画提案書の受付期間	令和8年9月7日（月） 午前9時から 9月18日（金） 午後4時まで
プロポーザル審査委員会 （プレゼンテーション）	令和8年10月7日（水）
審査結果の通知 （優先交渉権者の決定）	令和8年10月中旬
協定締結	令和8年10月下旬
ハンドブックの作成・校正	令和8年11月上旬
ハンドブックの納品	令和9年3月下旬
ハンドブックの配布開始	令和9年4月上旬

※協定締結以降の詳細な日程については、市と発行事業者が協議して決定する。